

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

目的

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。

制度の仕組み

基本方針の策定(国)

↑ 提出(交付金を活用する場合)

活性化計画の作成(都道府県又は市町村) ※都道府県又は市町村が単独で又は共同して作成

(義務的記載事項)

- ① 農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備
- ② 生活環境施設の整備
- ③ 地域間交流のための施設の整備

(任意的記載事項)

- ・農林漁業団体等が実施する事業
- ・農林地所有権等移転計画促進事業の実施に関する基本方針

市町村による活性化施設の用地を確保する等のための所有権移転等促進計画の作成

活性化計画作成の提案(農林漁業団体等)

支援措置

○交付金の交付

国は、地方公共団体に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金を交付

交付金の特徴

- 農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援
- ワンストップ窓口による手続事務の簡略化
- 対象施設間の予算流用や年度間融通により地域の実情に合わせた整備が可能
- 地域の創意工夫による独自メニューも支援
- 市町村への直接補助が可能であり、市町村の自主性・主体性が発揮

○市民農園整備促進法に基づく手続の簡略化

○活性化施設の用地を確保する等のための農林地等の所有権移転促進等の特例措置 (農地法の許可基準には変更なし)

○交付金の活用事例及び効果イメージ

交流

- 都市住民等の一時的・短期的滞在

地域間交流施設

都市と農山漁村の交流促進



二地域居住

- 年に1～3ヶ月程度の滞在
- 平日は都会、休日は農山漁村

クラインガルデン
(滞在型市民農園)

自家製の収穫物栽培による
農業への関心



定住

- 移住・U・J・Iターン
- 既地域住民の定住

簡易給・排水施設

都市部同様の基盤整備に
よる快適な生活環境づくり



地域活性化に資する基礎づくり (○農業・林業・漁業生産基盤整備、○農業・林業・漁業生産施設整備 等)